

令和2年度第3回堺市地域介護サービス運営協議会（書面開催）
ご意見及び市の見解等について

番号	委員名	資料該当箇所	ご意見	市の見解等	対応課
1	竹中委員	資料2 第8期介護保険事業計画における地域密着型サービス事業所の整備計画について	サービス付き高齢者住宅は、令和2年度末で定員は3,004人ですが、令和5年度末で3,622人と618人増加する見込みです。 堺市として、この施設の今後について、どのように考えておられるかをお聞かせください。介護保険施設等におけるコロナ対策については、各施設で十分に行われていると思いますが、その実績について調査する計画はありますか。もし、既に行われているのであれば、その結果を教えてください。	サービス付き高齢者向け住宅では、入居者自身が介護保険サービス等事業者と契約を結び、希望する介護サービスの提供を受けております。第8期介護保険事業計画に掲載しております定員数につきましては、これまでの年度ごとの増減率を基に算出した見込数です。ここ数年の定員数の増減の傾向から、一定の入居ニーズがあるものと考えております。 サービス付き高齢者向け住宅については、市において高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく5年ごとの立入検査のほか、入居者等からの相談に基づく立入検査を実施しております。これらを通じ、今後も引き続き、入居者が安心してサービスが受けられるよう支援してまいります。 次に、介護保険施設等におけるコロナ感染対策の実績については、現時点では調査を行う予定はございませんが、コロナ感染対策については、介護保険施設等の職員が安心して従事できるよう、施設・事業所に情報及び衛生物品の提供等を行っています。	介護事業者課
2	井元委員	資料3-2 令和元年度 収支予算・決算について	資料3-2に地域包括支援センター5か所が単年度赤字であったのが、少し気になりました。同じセンターが長期にわたって赤字であったり、赤字の幅が大きかったり、ということはないのでしょうか。安定した事業運営のためにも、適切な収支であることを望みます。	単年度赤字については、運営法人が独自に体制を充実させたことによる人件費の増加等が主な要因となっております。 令和2年度に運営法人を選定した際、各運営法人の経営の安定性については確認しており、いずれの法人も問題は見られませんでした。 今後も安定的に事業が継続できるよう、法人及びセンターの運営状況を注視してまいります。	長寿支援課
3	西尾委員	資料2 第8期介護保険事業計画における地域密着型サービス事業所の整備計画について	第8期介護保険事業計画について、堺市の高齢化や特養の待機状況に同じ、施設系の整備計画を立案されているという説明がされています。しかし、これまでやこれからの保険事業計画における高齢者自立促進計画については、利用者任せの施策が多く、他市町村に比べ取組が薄いように思われます。 介護保険法では、自立促進の中核を担う老人保健施設は本計画では、整備は利用者が定員割れという状況で整備を見送っているのは、堺市の自立支援の弱さの一つと思います。 この流れは、特養を安い介護施設と化させ、本人の意思とは関係なく、家族の容易な特養への入所を促しかねません。介護保険は公費を大量に投入します。その利用は個人やその家族の希望だけでなく、堺市民全ての理解が得られるようにする必要があります。そのためには堺市が高齢者の自立支援の具体的な目標を立て、高齢施設等の役割を明確化し、その必要数に応じた計画の立案遂行が必要だと考えます。	高齢者の自立支援に関して、第8期介護保険事業計画では、重点施策の1つに「自立支援・介護予防・健康増進の取組の推進」を掲げています。 介護予防の推進により、要介護状態にならないよう健康状態の維持・向上を促し、健康寿命の延伸と介護保険制度維持に向けた取組を強化します。 また、高齢者が身近な地域で介護予防に取り組むことができる体制を整備し、ロコモ予防も含めたフレイル予防等の観点を踏まえた多様な取組を推進します。さらに、要支援者等の自立支援や要介護状態が悪化することを防止する取組も進めます。	長寿支援課
		資料4-1 令和3年度地域包括支援センターの運営方針について	新型コロナウイルスの流行により、地域活動が中止、休止されており、地域と個人も分断されており、その影響が少しずつ出ています。これまでの一斉に集合した会議・集会だけでなく、少人数制やネット等を活用した活動の模索や情報提供が必要かと思えます。前例を待っている時間はないので、積極的な行動を望みます。	令和2年度は、新たな取組として、パソコン・スマートフォンを使ったフレイル予防の事業を試行実施しました。 また、コロナ禍で対面開催が難しい通いの場等の既存グループの活動のオンライン化支援も試行的に実施しました。 その結果、感染予防効果以外にも、対面形式の介護予防教室に比べ、これまで参加が少なかった層の参加が得られるなどの効果も見られました。 今後も、コロナ禍においても、高齢者に対して継続的に介護予防に取り組む機会を提供していけるよう、また、通いの場への参加等、高齢者が活動を維持していけるよう、ICTも活用しながら取組を実施していきます。	長寿支援課

令和2年度第3回堺市地域介護サービス運営協議会（書面開催）
ご意見及び市の見解等について

番号	委員名	資料該当箇所	ご意見	市の見解等	対応課
3	西尾委員	資料5 堺市介護予防・日常生活支援総合事業について	総合事業の基準緩和型サービスについては不要とされる意見もお聞きしますが、サービスを提供している事業所の多くが、地域の高齢者の自立支援と頼り、通いの場となるよう献身的に運営をしています。しかし、制度上の複雑さから利用者やケアマネの理解が得られておらず、知名度も低い。利用者も少ない中で、今の費用では運営継続が難しい（どこも赤字です）と感じている事業所も多いです。今後、制度を見直して下さるという流れをお聞きしました。検討をよろしく願います。	堺市介護予防・日常生活支援総合事業について、「事業対象者」や「基準緩和型サービス」等の仕組みが分かりにくく、利用者やケアマネジャーに浸透していないことについては課題であると認識しています。今後、制度の見直しに当たり、要支援の方の特性に合ったサービスの検討や、ケアマネジャーに容易に理解され、利用者の状態像に合ったサービスを選択し利用できるような見直しを行ってまいります。	長寿支援課
4	牧野委員	資料1 地域密着型サービス事業所の指定及び運営状況について	定期巡回に関して、令和2年5月は利用者数が68名、令和3年は69名となっている。事業所の今後の受け入れ体制はどうか。例えば現状受入に余裕があるかどうか。それとも手一杯になっているところがあるかとして把握すべきではないかと考える。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、未整備の区があるため、まずは同事業所を各区に1か所以上、整備する必要があると考えております。委員ご指摘の同事業所の受入体制については、上記目標を達成した後、その手法を含め、検討してまいります。	介護事業者課
		資料2 第8期介護保険事業計画における地域密着型サービス事業所の整備計画について	施設整備状況について、現在の報告数は1人の利用者が重複している場合や、他の施設に入所した場合は実際待機者としてカウントしないはずですが、そのあたり施設の中で待機者数の精査ができていないのが疑問です。今後必要なベッド数を考える場合、精査した数字で考えるべきであり、実待機者の確認がどの程度できているのか、（あるいはできているのか）現状はいかがでしょうか。	施設整備に当たり、待機者の調査については、施設からの報告を基に全施設の情報を取りまとめ、複数の施設へ申し込んでいる方や既に他の施設に入所している方がいる場合等は、その分を除外しています。	介護事業者課
		資料2 第8期介護保険事業計画における地域密着型サービス事業所の整備計画について	定期巡回の新規参入を2事業所予定しているのは、現在の2事業所＋新設2事業所ということで良いか。また、定期巡回については以前より新規参入がない状況が継続し、3事業所から1事業所減り、2事業所となっている。まず地域密着型については、どの地域でこの地域密着型どのサービスが必要なのかという事を、堺市全体でなく地域別に必要性を勘案する必要があると考える。そのもととなるようなデータなどは収集しているのでしょうか。また整備に対して補助を入れるとなると、定期巡回の支援が自事業所の利用者に偏らず、地域の利用者への支援が届けられるような対策は講じてもらいたい。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の新設については、既設の事業所とは別に、新たに2事業所を整備予定です。定期巡回・随時対応型訪問介護看護を含む各サービスについては、まずは各日常生活圏域又は各区に1事業所以上の整備をめざし、一定数充足した上で、地域別の各サービスの必要性について検討を進めたいと考えています。	介護事業者課
		資料3-1 地域包括支援センター事業評価について	包括の評価は国の基準に基づき実施されていますが、基幹型・地域型ともに高評価になっていることが見てわかります。地域住民や介護支援専門員、他関係専門職からの各包括の評価はいかがなものでしょうか。つまり自己評価としての評価になっており、他者評価にはなっていない。例えば、重点項目にある地域ケア会議などの開催数、実績、会議の内容（質）、連携機関先などを評価のポイントとして今後評価を行う場合、堺市独自評価に追加を検討して頂ければと思います。	地域包括支援センターの評価に関し、地域ケア会議の実施状況については、市独自の評価項目として設けています。よりよい評価のあり方について、今後も検討してまいります。	長寿支援課
		資料3-2 令和元年度 収支予算・決算について	収支16か所が黒字と5か所の赤字の要因は何か。赤字の事業所は今後運営に関してサポートが必要ではないか。	単年度赤字については、運営法人が独自に体制を充実させたことによる人件費の増加等が主な要因となっております。令和2年度に運営法人を選定した際、各運営法人の経営の安定性については確認しており、いずれの法人も問題は見られませんでした。今後も安定的に事業が継続できるよう、法人及びセンターの運営状況を注視してまいります。	長寿支援課
資料4-2 令和3年度地域包括支援センター機能強化実施予定内容について	地域包括支援センターの機能強化については、人員やランチ化している地域包括支援センターに対してはその効果測定を求めます。	令和2年9月の時点で人員増や窓口増設を行ったセンターの検証をした結果、きめ細かい相談対応や地域活動の拡充が行われた、といった成果が認められました。その後の成果についても、引き続き効果検証を行ってまいります。	長寿支援課		

令和2年度第3回堺市地域介護サービス運営協議会（書面開催）
ご意見及び市の見解等について

番号	委員名	資料該当箇所	ご意見	市の見解等	対応課
4	牧野委員	資料4-1 令和3年度地域包括支援センターの運営方針について	個別の地域ケア会議の推進を望みます。 そこには地域で暮らす人や、行政関係者、介護・医療の関係者が一人の利用者の暮らしを考える場となります。そこで出た、暮らしのアイデアや工夫が暮らしやすさを生んでいくものだと思います。協会としても協力できるところは協力していきますので、次年度、地域の個別地域ケア会議ができやすいシステムづくりが必要かと思えます。	地域ケア会議は、地域の多様な関係者が適宜協働し、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的としており、積極的に会議を開催し、地域課題の解決に取り組むよう、今後も引き続き地域包括支援センターと連携しながら、取組を推進してまいります。	長寿支援課
		資料4-1 令和3年度地域包括支援センターの運営方針について	成年後見制度については、市民後見人の方でまだ市民後見人になっていない方を対象に、日常生活自立支援事業に携わってもらえるような仕組みや、現在の後見人のサポートができるような仕組みがあると、意欲のある市民活動への働きかけができるのではないのでしょうか。	権利擁護サポートセンターでは、高齢者及び障害者の相談機関に対して、権利侵害、財産管理、成年後見等に関する法的な問題について、法律職と福祉職による専門的な相談と支援を行っています。今年度も引き続き、成年後見制度や市民後見人の啓発活動として、シンポジウムや市民向けの講演会等を開催する予定です。また、現在の市民後見人登録者をサポートする「市民後見人バンク登録者研修」も実施しています。	長寿支援課
		資料5 堺市介護予防・日常生活支援総合事業について	委託連携加算は解釈通知の中では地域包括支援センターからの情報提供を受けた場合とある。その内容や方法が現在では不明であるが、堺市としてその内容を検討することがあるとするなら、情報をもらう介護支援専門員の意見も聞いていただき、内容や方法を決めていただければと思います。 また、総合支援事業で、7つの区でも地域ニーズが同じではないと考える。この部分はさらに地域ケア会議により地域ニーズの確認や利用者ニーズとしては本当に利用者の声が必要の中での支援策につながっているのか。根拠を持って説明できるものを支援として検討されることを望みます。	委託連携加算については、厚生労働省の示す算定要件に基づき運用しているところです。今後も国の通知等に留意してまいります。 介護予防・日常生活支援総合事業の見直しにあたっては、状態像に合ったサービスにつながるよう、他市の実施状況等も調査しながら、利用者のニーズに合ったサービスの検討を行ってまいります。	長寿支援課
5	大坪委員	資料4-1 令和3年度地域包括支援センターの運営方針について	令和3年度の重点目標に高齢者の権利擁護支援の推進をあげているが、堺市の成年後見制度の円滑な利用促進にむけた具体的な数値目標の設定が必要だと考える。	昨年度末に策定された、第8期介護保険事業計画における計画期間中の目標設定として、「堺市日常生活自立支援事業」の利用相談件数を150件とするなど、数値目標を設定しながら高齢者の権利擁護支援に取り組んでいます。	長寿支援課